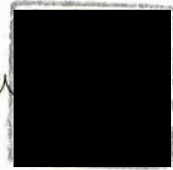


令和4年10月28日

新潟労働局長
吉野彰一 殿

新潟地方最低賃金審議会長
永井雅人



新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金の改正決定
について（答申）

当審議会は、令和4年8月23日付け新労発基0823第2号をもって諮問のあった標記について、専門部会を設けて慎重に審議を行った結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金

1 適用する地域

新潟県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車（新車）小売業、自動車部分品・附属品小売業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車（新車）小売業又は自動車部分品・附属品小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間961円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生日

法定どおり